

学校法人山陽学園 役員等名簿

令和4年6月1日現在

○理事

選任条項	氏名	備考
寄附行為 第7条 第1項 第1号	齊藤 育子	山陽学園大学・短期 大学 学長
	豊岡 秀明	山陽学園中学校・高 等学校 校長
同項 第2号	北岡 宏章	山陽学園大学・短期 大学 副学長
	浅野 貴行	山陽学園中学校・高 等学校 教頭
	三浦 裕子	
	松本 哲也	
同項 第3号	岸本 卓巳	
	松田 久	
	岡本 哲雄	
	松田 正己	
	谷本 欣也	理事長
	小林 章人	常務理事

※学内 6 学外 6 (計 12)

○監事

選任条項	氏名	備考
寄附行為 第14条 第1項	三宅 修	
	岡本 友美	

○評議員

選任条項	氏名
寄附行為 第21条 第1項 第1号	齊藤 育子
	豊岡 秀明
	北岡 宏章
	谷 一 尚
	浅野 貴行
	岸本 雅博
	大崎 智浩
	久保田 靖子
	名和 優子
	河本 尚子
	池田 雅子
同項 第2号	渡邊 朋子
	三鼓 麻衣子
	大野 紀子
	高原 香苗
	武林 賀代
	三浦 裕子

選任条項	氏名
同項 第3号	山根 美里
	水野 弘美
	渡邊 暁子
	松本 哲也
同項 第4号	村岡 知子
	矢部 禮子
	中司 芳江
	谷本 欣也
	小林 章人
	岡崎 眞

※学内 11 学外 16
(計 27)

(参考)学校法人山陽学園寄附行為(抜粋)
(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 11人以上 16人以下
- 二 監事 2人

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の設置する学校の学長及び高等学校長の職にある者 2人以上 3人以下
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人以上 5人以下
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 6人以上 8人以下

2 前項の第一号及び第二号の理事は、学長、高等学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第14条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(評議員)

第20条 この法人に、評議員23人以上 33人以下を置く。但し、理事の二倍を超える数とする。

(評議員の選任)

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員のうちから、理事会において選任した者8人以上 10人以下
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人以上 8人以下
- 三 この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者 4人以上 8人以下
- 四 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上 7人以下

2 前項第一号及び第三号に規定する評議員は、この法人の職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。